平成29年度第1回金沢市景観審議会

日時　平成29年5月31日（水）　午前10時～

会場　金沢市庁舎7階　全員協議会室

出席委員：森会長、川村副会長、宇佐美委員、小林忠雄委員、小林史彦委員、
坂本委員、関戸委員、土田委員、中村委員、西野委員、能木場委員、
福岡委員、富山委員（二木代理）、二塚委員（高田代理）

欠席委員：川﨑委員、玉田委員、鍔委員、馬場先委員、福光委員、増田委員

事 務 局：都市整備局　　木谷局長
景観政策課　　松矢課長、中谷補佐、不破係長、寺井主査、
正田主査、井ノ山技師
歴史都市推進課　水口課長
都市計画課　　淵課長、大家補佐、杉本係長、志鷹主査
建築指導課　　北本課長

1　開会

2　都市整備局長あいさつ

3　審議案件

（1）広坂通り地区の建築物の高さ制限の見直しについて
提示案のとおり了承する

（2）川筋景観保全条例について
①川筋景観保全区域の指定と保全基準
②金沢市景観計画の一部変更
提示案のとおり了承する

4　閉会

（1）広坂通り地区の建築物の高さ制限の見直しについて

＊＊＊事務局からの説明＊＊＊

（森会長）

今ほどの説明に対して質問や意見があればお願いしたい。

（A 委員）

辰巳櫓から見た景色で、ぜひ残しておいてほしい景観がある。6 ページを見ていただきたい。左下の写真は高さ 20m の建物が建った場合の景観である。寺町の稜線は大変きれいでいいのだが、21 世紀美術館が全く見えなくなってしまう。辰巳櫓に上がると、野田山や寺町が見えて、その下に 21 世紀美術館の 3 色のカラーのものがきれいに見える。そして 21 世紀美術館の建物が半分ぐらい見える。それは金沢の素晴らしい景観で、よそから来た方がそれを見ると歓声を上げる。21 世紀美術館に行きたいという方は多いので、「あれが 21 世紀美術館だ」と言うとすごく喜ばれるのである。その奥の方には松涛庵や山宇亭が全部見える。

今の建物の状態は、5 ページを見ると、角の建物は実際は何階建てかなのだが、3 段式になっていて、玄関の方が 1 階で段々になっているので、ちょうど 21 世紀美術館が見える形になっている。しかし、20m で制限されてシミュレーションのように真っ直ぐなものが建ってしまうと、壁になってしまって、せっかくお城としいのき迎賓館と 21 世紀美術館が 15m ぐらいで来ているところに、隔たりができてしまう感じがする。これを 20m にするという提案は、8 ページの見直しの方向性の薄緑色の部分でそうされたと思うが、何かもったいない。せっかく 15m できているところはずっと 15m にできたらいいという気持ちがある。7 ページの図を見ていただくと、金沢城公園のところは 15m である。21 世紀美術館も、しいのき迎賓館も 15m で、その真ん中になぜ 20m の建物があるのか。中心商業地としての土地利用の観点からそうされていると思うが、景観だけを考えると、私はこの真ん中に 20m のものは要らないのではないかと思う。

（B 委員）

関連で、根拠を聞かせてほしいのだが、金沢市の人口は今は 46 万人だが、23 年後には 40 万人前後になると思う。40 万人を切る可能性もある。そういう人口減少を考えた場合に、まちのにぎわいや高さ制限もそれなりに考えていかなければならない課題ではないかと思う。

そうすると、歴史的景観等々の観点から 15m 程度という一つの物差しがある。片一方では今、20m という物差しがある。この辺の根拠はどうなっているのか。15m と 20m の根拠について、これからのまちづくりを考えた場合を含めて教えてほしい。人口減少が進んでいく中で、果たして高い建物がこれからずっと建つことがいいのか、それとも歴史的な環

境を考えて、せめて 15m 程度で抑えていくのがいいのか。まちのにぎわいを考えたら 20m にするべきなのかというあたりの、数字的な根拠はどう出してきたのか。

（森会長）

先ほども説明があったと思うが、繰り返しでもいいので、できれば考え方を説明してほしい。

（事務局）

都市計画課が回答させていただく。まず、A 委員の質問である。資料の 6 ページのシミュレーションは赤い塊が 3 段にわたってあるが、民地となっている部分を 31m にした場合には、マックスの状態で一番上の状態になるということである。それを今回は一番下の写真のような形で規制したいということで、この状態で建物が建つということではない。この辺は民地が幾つか連担してあるが、民地に全て 20m の建物が建った場合にはこのような絵になるということで、一番心配な状態で描いている。私どもでは、窓口の対応でいろいろなまちづくりや、新築の計画があったりする中で、個々の建物について、まちにとって最もいい状態を協議しながら進めているので、この赤い建物のようになるということではないということをご理解いただきたい。

それから、前面と背面が 15m という中で、真ん中の広坂通りも 15m にできればというご意見があったが、冒頭でもご説明したとおり、都市計画の見地としては、商業活動を持続可能なものにしていく上で、床面積の合計（容積率）の規制を使い切れない状態にまで下げるのは具合が悪い。20m というのは 6 階建てを想定したもので、15m だと 4 階建てで、5 階建てはちょっと厳しい状況になる。そういった総合的な見地から、20m に規制を下げたいとしたものである。

併せて、先ほどの B 委員のご質問に対して、引き続きお答えする。今後の人口減少、高齢化という社会情勢の中での捉え方ということでのご意見と承ったが、都市計画課では、この 3 月に集約都市形成計画という、国の人口減少に対する今後の都市構造の将来像を描くための立地適正化計画に対応するものを策定して公表させていただいた。委員のご指摘のとおり、2040 年（23 年後）の人口は推計で最悪約 1 割、5 万人ぐらい減る可能性がある。金沢市の人口ビジョンでは、そうならないように頑張っていくということだが、一つの都市構造の将来像としては、今ご説明した広坂通りも当然入るが、現在のまちなか区域（中心市街地）を将来も都市機能誘導区域と位置付け、そこにこれまで以上にさまざまな都市機能の集積を図っていかなければいけないと考えている。

そして、人口が減少していく中で人口密度を一定に保っていくエリアとして、居住誘導区域を、郊外に広がるような範囲で公共交通の重要な路線沿いに定めていくという大きな方向性で将来を眺めている。

そして、高さのこれまでの決め方についてご説明させていただくと、旧景観条例で、平

成元年、平成 4 年あたりから、近代的景観都市創出区域と伝統環境保存区域という指定があった。本市の高度地区の指定は平成 17 年と平成 21 年に 2 カ年にわたって指定したが、広坂通りについては平成 17 年に、先に近代的都市景観創出区域に指定されていたということで、今は 31m という指定になっている。その同時期に併せて景観条例を引き継いで、15m になったところや 18m になったところがある。今回は、今ご説明したとおり、既存の単純な引き継ぎの高さ規制では、委員のご指摘のところと都市の中心部としてのステータスを保っていかないと、人口減少の中でも持続的な金沢市というものができないということで、いろいろな側面から考えて望ましい高さを割り出したという形である。

委員がご指摘の 15m というのは、確かに全国的にいろいろな学識者の方々から一つの数字として注視されているところがあるが、都市全体、全て 15m が望ましいということは決してないということはご理解いただけると思う。金沢市でいうと、都心軸は当然、45m や 60m となっているし、都市の事情によって高いところがあって、その背後は少し低くなって、住宅地はもっと低いといったような考え方でこれまでやらせていただいている。そういう全体の高さの捉え方と局部的な捉え方というところで、できるところから良くしていきたいと考えている。その一つが今回のご説明ということである。

（C 委員）

先ほど A 委員から壁うんぬんとあったが、確かにこの地域は、この通りに 21 美という新しい施設ができて、これが非常に素晴らしい景観を生んでいる。そして、広坂通りは先ほどの説明にもあったように、非常に格調の高い通りである。商業的にも、美術系統というか、焼き物や陶芸、漆器や古美術商などもあり、この通り自体が非常にアートな感じであって、そこに住宅が建ったり、住宅があるということ自体がやはりおかしいと思う。

私は変更対象区域になるところは、最終的には市が買い取るべきスペースだと思う。というのは、やはり、しいのき緑地を含めてこの辺一帯はかなりパブリックなスペースで、単なるスペースではないからである。金沢城周辺の景観をある意味代表するもので、それを妨げるものは置くべきではないと思う。本来ならここは全部市が買い取ってもいいのだが、今まで頑張ってきた人たちがおられて、美術的なものを中心とした商業地域になっているので、それは温存していただきたいと思う。

従って、店舗が成り立たないとか、経営が難しいということになれば、それは市が買い取って、市の施設として考えていく特定地域という考え方があってもいいのではないか。全体の考えや雰囲気をずっと見ていくとなかなか難しいと思うが、それぐらいやらないとこの地域の景観は守りきれないと思う。

（事務局）

今頂いた意見はどれも、そうできればいいという一つのご意見であるとつくづく思うし、納得する。ただ、正直に申し上げて、まちというものは絵柄だけでできるものではない。

今、C 委員からあったように、広坂通りというのは、決して江戸時代に何か流れがあったから今の格式があるわけではない。今、あそこで営業されているお店の方々や地権者が広坂通りに対して非常な思い入れを持って、今の格式が作られてきたと思っている。

実は今回の20mの規制も、通常の概念でいくと、高さ規制自体は完全な権利制限になる。普通なら正直に言って非常にハードルが高い話であるにもかかわらず、広坂の皆さんが自身で考えた平成 21 年の計画においても、「そんなに高いものを建てても広坂通りの格式は保てない」ということで、皆さまの見識の高さから、実は当初から、建てても 6 階だという考え方を計画としてまとめられていた。ただ、残念ながら平成 21 年の段階では、それは皆さまの一つの思いだけで、具体的な担保があるかというと、ない状態だった。幸い、平成 21 年から今に至る間に新しい高い建物が建つという状況はなかったが、それが今まで守られてきたのも、地権者の皆さんの見識というものがあると思っている。

確かに、21 世紀美術館自体が今、ここの大切な景観を生んでいるし、ご評価いただいていることは本当にありがたいことだと思っている。ただ、人の流れやにぎわいというときには、市営の何かの公共施設ではなく、広坂通りの皆さんが民間でやっているいろいろな商売があそこの通りの魅力であり、ウインドーショッピングができて歩いていて楽しい通りの環境をつくってくださっていることは間違いないと思っている。

21 世紀美術館も、ある意味新しくつくられた景観だと思っている。今後は 20m ということで一つの縛りをかけて、個々の建物については、背後にある 21 世紀美術館や、21 世紀美術館から見たときの後ろの金沢城などと違和感のないような建物のデザインや意匠について、また、この景観審議会の建物部会を含めて委員の皆さまのご意見を頂きながら、全体として調和するものにしていくことが、このまちで本当の意味でのにぎわいをつくっていくために非常に大事なことだと思っている。市とすると、やはり民間の方々のちゃんとした頑張りや元気がきちんと根付き、このまちの通りがにぎわうことが、非常に大切なことだとも思っている。その折り合いの中の一つの節目として、まずは、万が一のことがあっても 20m を超えるようなものは新しくできないという縛りをかけて、まちの景観を考えていきたいと、今、市としては思っている。

（B 委員）

今、市が言われたことについては理解している。ただ、私もうろ覚えだが、京都は 5 段階の高さ制限を設けている。最大が 45m である。しかし、今では 45m の高さ制限をやめて、12m と 25m を新たに加えた。京都の高さ規制については、真剣に論議をした結果としてそういう流れがある。そうすると金沢は、31m は私も高いだろうと思うので、20m についてはそれなりに理解したのだが、特にここには、6 ページに描いてあるように、2 カ所の壁がある。従って、金沢の高さ制限の中では、こういう景観や環境の交差点については、線ではなく点で、辰巳櫓の側の景観もあるので、ここの交差点だけはせめて 15m にして、他は 20m にすればいいと思うのだが、全部面的に 20m にしなければならないのか。景観上、交

差点だけは、角の辺りは 15m でお願いするという 2 段階方式は考えられないか。

（森会長）

どうだろうか。考え方でもいいが。今後、まちづくりのルールなどがここで用意されていくと思うので、その中での対処もあると思う。

会長があまりこういうことを言うのはどうかと思って我慢していたが、今、事務局は良い話をされたと思う。私もその視点にほとんど 100%近いのだが、先ほど A 委員からあった 6 ページの 20m というのも、全部が 20m できちんと並ぶということではなくて、今までは放っておくと 31m のものがいっぱい並ぶ可能性もあったし、今後は 20m がいっぱい並ぶ可能性もあるが、今までも 31m で高いものもあれば低いものもあって、それはまさにここの土地を持っている人たちの、ある意味での考え方を反映している状況だと思う。従って、今は下手をすると高いものも建つし、逆に低いものも建つという状況があるわけだが、31m を 20m にすることによって、突出したものは割とない状態になるということである。また、全部が 20m になるかどうかは分からない。今までどおりの 15m 以下でやっていく人もいるだろうし、その辺は少し違いが出てくることになると思う。従って、そういう目で考える必要があるのではないかと思う。

それから、C 委員から出た意見も今の回答と話と近いが、やはり私はここを全部公で買い取って、今までと同じようにできるかというと、なかなか難しいのではないかと思う。実際、今までも、民間の考え方を反映しながらできてきている魅力の部分が相当あると思う。従ってそういう意味では、ビッグプロジェクトで何か一発ぼんとやるということではなくて、むしろ個々の意思をある程度反映する状況で、どうやってうまくルールを作るかということが本当はすごく重要な話だと思う。

今度の高さの考え方も、まちづくりと絡めながら提案しているものである。これも上からどんと「高さをこうしろ」というような話ではなくて、まちづくりの状況をよく見ながらやってきているもので、そういう意味では労力を要するし、今後の 100%の保証もないわけだが、そこをやりくりしながらやっていくことが、むしろここの魅力をちゃんとつくってくれるのではないかと思う。

従って、もちろんこの辺の人たちは非常に意識が高いし、格式に対してのこだわりもあるので、今後まちづくりルールを個々にまた作っていくと思うが、その中でぜひ B 委員がおっしゃったようなことも、地元がそういう意思を持ってうまくやってくれるといいと思う。タイミングの問題もあるので、早めに絶対値のようなものを一つ示していった方がいいのではないかというのが、私の委員としての意見である。他はどうだろうか。

（D 委員）

私は C 委員の意見はものすごく貴重だと思っている。つまり、広坂通りというのは、公共も相当力を入れて、税金を入れて、いわゆるランドマーク的な通りにした。その対面に

あるしいのき迎賓館も、非常にいろいろな議論があったが、県があのようにした。兼六園もあって、21 世紀美術館には 1 年で 255 万人が来ているという。このシンボリックな、極めてランドマーク的なところについて、実際にこれから 31m を 20m にするというのは非常に画期的な行政ではあるが、個々の建物については、一つの金沢の中心的なシンボリックな景観といってもいいと思うし、文化といってもいいと思う。これまで公共が税金をつぎ込んで非常に一生懸命続けてきたというところと、あとは民間との切磋琢磨の話になると思うが、行政は、今まで国や県、市が相当いろいろと力を入れてきた公共というものをきちんと考えながら、民間といろいろな形で接触していただきたいと常に思っているので、よろしくお願いしたい。

（C 委員）

もちろん広坂通りの地域は、近代になってからどんどん変更されて造られてきたということはよく分かる。ただ、結果的に 21 美ができて、しいのき迎賓館も含めた周りの全体のスペースが、非常により格調の高いものになった。要するに、これからさらに近代化していき、ここが非常に重要な位置になってくるから、恐らくこの中でもし建て替えをされるとしても、相当考えていただかなければならないということである。これだけ価値の高いところであなた方は商業をやっているのだから、店舗を構えているのだから、その店舗をもし建て替えるとすれば、本当にこの地域にふさわしいものを建てるようにという要望を出すしかないと思う。そうしないと、ここに変なものが造られれば造られるほど、この地域全体に汚点を作っていくことになる。そういう意味で、ここに住んでおられる方や商売をやっておられる方に、より意識を高めていただきたいというのが私の願望で、それができなかったら市が買い取るぐらいの構えでここを見ていく必要があるのではないかと思う。

（森会長）

少し補足をさせていただく。今おっしゃったように、非常に重要なところだと思う。従って、今は地元と接触されてやっているわけだが、ちゃんとした共通のルールのようなものをぜひ作っていってほしい。結構いろいろなシミュレーションもやられているようだから、そういうことを含めてきちんときめ細かいルールを、ぜひ地元とやりとりしながら作っていってほしいと思う。

それから、それをサポートする形で、例えば 21 美側などももう少し表情が出るように、協力関係をうまく推進していってほしい。そういうことをぜひ要望したいと思う。

（E 委員）

今、会長がまとめられた後で、何となく蛇足のような気もするが、私も重要文化的景観の研究会から景観審の計画部会も含めて、この経緯にずっと関わらせていただいているので、少し思ったことを述べさせていただきたいと思う。

まず、都市計画にしろ、景観政策にしろ、非常に連続性を持って、一度決まったらそのままずっと安心していってしまうのではなくて、その時々の課題などに応じて不断に見直しをされてきているということに敬意を表したいと思う。

その上で、今回については、最終的には都市計画の高さ規制などに落とし込むにしても、幅広い景観の視点やまちづくりの視点で議論を積み重ねる中で、まちの価値がどこにあるのかということについての見直しもかなりできたし、地元とも共有できたと思う。

また、最終的に高さの規制を定めるに当たっても、非常に多面的な検討に基づいて、だからこうなのだということを積み上げてきていると思う。そのプロセスがものすごく重要だと思うので、今後は単に高度地区の規制で 20m になったということだけでいくのではなくて、いろいろな局面で、この間に明らかになった価値や高さ規制の根拠などを、ぜひフィードバックしていただきたいと思う。それは、まずは先ほど事務局からご説明もあった、これから検討に入ってまちづくりルールを作っていかれるというところに反映されていくのだろうと期待している。

もう一つは、商業の話もあったが、この間、21 世紀美術館ができたころの写真を、興味を持っていろいろ見ていたのだが、工事をしているころは美術館側が全く裏側の状況だった。それが多少なりとも顔がそちら向きにできてきているというのは、どうもいろいろ話を聞いていると、ビルを持っている地権者の方が頑張られたということもあるが、ここが持っている魅力やポテンシャルに気付いて、テナントとして入ってこられた方の自助努力がすごくあるように思う。

従って、これから話し合いをされるときには、可能であれば少し、そこがよいと思って入ってこられたテナントの方に、何を評価して来られたのかということを聞く場面があるといいのではないか。あとは、やはり商業も大事かと思う。美術館側の顔を作っていくときに、やはりそこに入ってくるテナントなどの動向は大事だと思う。そういうものを適切に誘導していくときに、景観のコントロールと商業を、うまく何か協調しながらできたら、すてきなまちなるのではないかと思う。

（森会長）

どうもありがとう。会長があまりしゃべるとよくないが、委員として少し補足的に言いたいと思う。先ほど、広坂のところに住宅があるのはどうなのかという意見も出たかと思うが、そういうハードの話だけではなくて、ここの街区はもともと商業をやっている人もいて、割と伝統工芸に関わる店舗もあったりして、そういうソフト面、プログラムに対してのコントロールもぜひ、商業的なものが入るとすれば、地元を含めて考えていってほしいと思う。

それから、上の方に特権的に、お金を持っている人だけを住まわせるようなことにはならないようにしてほしいと思う。それは、やはり先ほども出たように、この街区には公のお金もかなり入っていて、そういう意味ではパブリック性を相当持っているところなので、

住まいにするにしても、まちなか居住の雰囲気が割と持てるようなものを、ぜひ意識しながらやってほしいと思う。その辺も含めて、まちづくり協定などを進めてもらえばと思う。これは一つの参考意見である。他はよろしいか。

（A 委員）

最初に提案した者として、最後に感想を述べさせていただきたい。

まず、6 ページの赤い建物がそのまま建つものではないということは、頭の中では理解しているが、最初の説明によると、中にいる方の建物をどうするかということではないのだろう。そのまま維持されていくわけで、今後建てるものに対しての規制をかけるということである。そうしたら今、空きビルになっているところもある。従って、逆に私は商業的に考えて、今いる方の建物は維持してよいのだから、次にそこに入る方には厳しい 15m の規制をかけておいてもいいのではないかと思った。そうすると、この地区は普通の商売をするところではなくて、全体として見たときに大事な場所だというイメージで、例えば 20m まで大丈夫だということであれば、今、私が懸念している場所も、誰か他の人が買い取って建て直すとしたら、20m のビルになる可能性も出てくるわけである。そういうことで考えると、今いる人たちはそのままで維持していくのだから、今後建物が建つときに、やはりもう少し低い規制で組んでいただいた方が、この辺のイメージを続けられるのではないかと思った。

もう一つお願いがある。今、辰巳櫓から見える景色はすごく大事なので、ぜひ、この 20m 規制ができたときには、角の建物のところにはシミュレーションのような四角いものが建たないようにということはお願いしたい。

（森会長）

他はどうか。

（F 委員）

今ほど A 委員から「最後に」と一言あったのに、さらに付け加える形になるが、先ほどの皆さんの協議の中に、きめ細かな今後のまちづくりのルールなり、景観を含めたような話があったと思う。その中で、足元もそうだが、私も先ほどのお話を聞いていて初めて気付いたのだが、上部のセットバック的な部分もちょっとあるのではないか。パリやベルギーなどのヨーロッパの都市を見ると、上部のセットバックは基本的に担保されているというか、そういった造りが基本的になっていて、一番上のペントハウス的な部分にテラスがあったりする。先ほど高級感という話があったが、ソーシャルミックスの考え方から言うと、いろいろな階層、年齢、それから社会階層の方も入れるような住居、商業施設のミキシング的な考え方で言うと、そういった、足元だけではなく、上部でより快適な空間を提案するような造り方もありではないかと思った。逆に建物の間近の歩道を歩いている人た

ちにとっても、セットバックしているので圧迫感はさらに軽減されるということも考えられるし、容積の根本的な規制があるということで、その範囲内でのことではあるが、そういったことも考えていけたらいいのではないかと思った。

（森会長）
　よろしいか。これは高さだから、例えばビルのエレベーターの機械室などの塔屋は、これより高くなることはあるのか。

（事務局）
　ありえる。

（森会長）
　そういうことも含めて、さらにきめ細かいルール作りをぜひしていく必要があると思う。そういうものがちょこん、ちょこんと出たりする可能性がある。従って、そういうものも含めて、大柄にがさっとやるところではなくて、次のステップのきめ細かなルールを作っていかないといけない場所だと思う。その辺は次のステップでやらざるを得ないところではないかと思う。他はよろしいか。
　基本的には非常に関心の高いところで、重要なことなので、今日も相当厳しい意見がいろいろ出たが、こういうものは一つタイミングがないと、今の31mのままでずっといくと、非常におかしなことになってしまうと思う。そういう意味では一つの線引きということで、今、現実味のある形で、実現性の高い形で出てきたのではないかとも思う。
　8 ページの表にもあったように六つの視点があり、もっと低い方がいいという視点もあるが、割と一体感のある地元だから、きめ細かいルールは今後、市に窓口を務めていただくということを付け加えて、基本的には今回はこの取り扱いで了解ということでよろしいか。

（一同）
異議なし。

（森会長）
　では、いろいろ意見が出たと思うので、今後はぜひその辺を反映する形でお願いしたい。広坂通り地区の建築物の高さ制限の見直しについては基本的に了承とする。

（2）川筋景観保全条例について

①川筋景観保全区域の指定と保全基準

②金沢市景観計画の一部変更

＊＊＊事務局からの説明＊＊＊

（森会長）

今ほどの説明に対して質問や意見があればお願いしたいと思う。

（D 委員）

今ご提示された保全区域の指定と保全基準については全く何の異論もない。恐らく事務方の方でものすごくご苦労されたと思うので、対象や基準については何の異論もないが、お聞きしたいことが 2〜3 点ある。一つは、先ほど河川管理者と協議をしているというようなパワーポイントがあったが、それはどういうことをお話しされていらっしゃるのか。恐らく橋梁の問題やせきの問題、さらには河川管理者の公共事業問題などの話もされていると思うが、今日は県の方もいるので、その辺をもうちょっと教えてほしい。

二つ目は、私は新潟へ年間 10 回ぐらいは行くのだが、信濃川という大河がまちの真ん中を流れている。万代橋という非常にシンボリックな橋もあり、日本最大の川で、直轄河川といって、一級河川なので両岸に堤防を造っている。これはやすらぎ堤という非常に幅の広い安全なスーパー堤防である。そういう意味からすると、完全に市民の憩いの場であり、市民の方々がいつもそこを散歩されたり、ランニングされたりしている。ここの景観の施策はものすごくいいのだが、先ほど局長の話にもあったように、市民ファーストという問題もあるので、景観という話と市民の憩いの空間をどうお考えになっているのか、ちょっとお聞きしたい。

もう一つ、去年からこの川筋のお話を聞き、非常に画期的だと思っていることは先ほどから何度も申し上げているが、景観では今のところ両岸の 1 件の区画を対象に保全していくとしているようである。景観で大切なところというのは、視点はいろいろあると思うが、犀川も浅野川も結構崖地がある。いわゆる河岸段丘の稜線がかなり景観としては効いてくるが、そこについてはこれからの課題としてもお考えになるのか、ならないのか、その 3 点をお聞きできたらと思っている。本質については全く異論はない。

（事務局）

まず、一つ目の河川管理者との協議についてである。こちらは昨年の秋と今年度に入ってから協議しているが、金沢市として川筋の景観も大事にしたいので条例を作るということをまずは河川管理者に話をしている。もともと犀川と浅野川のこの区間は、景観計画上も景観重要河川として位置付けられているので、これまでもせきの改修や橋を改修するときなどは協議させていただいており、用水みちすじ部会などでも審議してきている。当然、

河川管理者には安全や責任、するべきことがあるが、そこに景観という要素をこれまで以上にお願いするという点を協議をしてきている。

また、今回の 2 ページ目、3 ページ目に設けている基準の具体的な文言についても河川管理者がお持ちのガイドラインとも齟齬のないように協議している。

続いて、二つ目の景観と市民の憩いの場との関係という質問については、例えばこの区域の中には県の公園緑地課が管理している犀川緑地があり、そこの舗装の案件やどういった柵を付けるかといった案件については、これまでもきめ細やかに協議させていただいている。今後はこの条例を設けることにより、さらにそういった景観に配慮するような景観形成方針などを読み解いた上で、柵や舗装、また、せきの整備などについても協議させていただく。それを用水みちすじ部会などに諮りつつ、こういった景観審議会でも報告していきたいと考えている。

三つ目の犀川と浅野川の河岸の稜線の話だが、川筋景観保全条例を作る際には、現況の調査や既存の規制など、周辺の規制状況も押さえた。そのときに稜線については、斜面緑地保全条例や寺社風景全条例などの既存の条例の基準によって守っていくということで整理させていただいて、基本的にこの川筋景観保全区域における範囲というのは、河川に面する一敷地を対象の区域として特に守っていきたいという形で位置付けさせていただいた。

（D 委員）

ありがとう。河川管理者との協議については大体そういうことかと思っているが、石川県は幾つか橋を持っているし、もちろん河川管理者として一番中心になる組織であるので、河川敷のところで散策される方の安心・安全という問題もあるかと思うが、それは先ほどマニュアルという話があったので、当然それをやっていらっしゃると思う。

気になるのは、例えば桜町の下部工を見てもらったら分かるが、景観としてはあまりうまくないと思っている。今は長寿命化等々をやっている最中なので、計画するときには景観を念頭に置いて見直しをしてほしいと思っている。

稜線のところについてはなかなか難しいと思うが、ここの問題ではないかもしれないが、例えば建築指導課などで、できればこうしていただきたいというような・・・。つまり、金沢市はワンストップという非常に大きなメリットがあるので、景観を生かすためにも、もし稜線で家を建てたい等々ということがあったときには、少しそういうところのご指導というかご意見を、施主に話していただければいいのではないかと思っている。

（森会長）

他はどうか。

（C 委員）

川筋のことについては、このプランどおりで全く異論はない。実は私がもう一つ気にな

っているのは、犀川も浅野川もそうだが、川の表、川そのものの土砂の流出がすごく激しくて、あっという間に埋まってしまって中州ができたり、そこにぺんぺん草が生えたりしていることだ。今も浅野川大橋のちょっと上の辺り一帯もそうなっている。河川工事をしているのをよく見るが、あっという間に埋まってしまっていて、何か手がないのかと思う。

京都の鴨川などを見ると、1 年間ほぼ同じような流れがあって、特に中州に土砂がたまってみっともないという景観は全然ない。あれはどういう工夫があるのか、私は技術的なことは分からないが、恐らくその辺のところはもうちょっと検討するべきではないかという気がする。もちろん河川土木の問題なので、なかなかそう簡単にはいかないと思うが、やはり、金沢のまちは犀川、浅野川とここまで言ってきて、城下町の重要な景観をつくっている要素なので、せめて鴨川に近付けていくということをお願いしたい。

（B 委員）

ずっと論議をしてきた経過があるので、川筋については、私はとても素晴らしいものだと評価させていただいている。ぜひ、市当局にもご努力いただきたい。ただ、要望として、市民の責任もあるが、どうもやはり道路側が表、川筋側が裏側という今までの発想がある。従って、条例は作ったが、やはり市民の意識改革ということで、どちらも表なのだという発想の転換を求めていくことも大変重要ではないかと思っている。

もう一つの要望は、今日は県もいるが、先ほど C 先生から鴨川の話が出たが、テレビ等々では鴨川の飛び石がとてもすてきな風景として映っている。親水空間ということで、浅野川と犀川にもどこか 1 カ所ぐらい、飛び石でぽんぽんと飛び越えていくような遊びの空間があってもいいのではないかと思うので、ぜひ一度ご検討いただきたい。鴨川には亀の形をした石やいろいろな形の石が幾つもあって、そこで子どもたちが足を浸したりしながら水と親しんでいるという風景がある。ぜひ犀川と浅野川でもどこか 1 カ所、そういう遊びがあるような空間を、ぜひ検討いただきたい。

もう一つは、C 委員にもお話をお伺いしたのだが、浅野川には「浅野川七つ橋渡り」という大変素晴らしい風習が残っている。この風習自体は真夜中に行われるのであまり景観には関係ないが、川筋の景観を守ると同時に、ぜひ、七つ橋渡りを歩ける環境について、これからも十分ご留意を頂きながら、みんなが七つ橋を渡ってみたいと思うような、歩ける環境もご検討いただきたいと思っている。

最後に、私は浅野川が大好きなのだが、浅野川の研修センター側の崖地の一帯は少しむき出しなので、何かいい方法がないものかご検討いただきたい。さらには鈴見橋である。常盤町側、常盤橋まではずっと川筋をウォーキングする人たちがたくさんいるが、そこで終わってしまう。鈴見橋までこの条例の中に盛り込んだのなら、せめて鈴見橋までは一貫して、ウオーキングができるような環境をぜひ整備いただきたいという要望をさせていただく。

（森会長）

他はよろしいか。基本的には皆さん賛成ということで、さらに浅野川や犀川に目を向けてもらって、憩いなど、プラスアルファの役割も果たせるように、今後、ぜひやっていってほしいということである。

それでは、川筋景観保全区域の指定と保全基準について、および金沢市景観計画の一部変更については了承ということでよろしいか。

（一同）

異議なし。

（森会長）

以上で審議を終了する。